

財務省告示第四百九号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第六条第一項の規定に基づき、平
 成十六年九月二十一日に発行する利付国債の発行
 条件等を次のとおり告示する。
 平成十六年九月十七日

財務大臣 谷垣 禎一

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二
名称及び記号	発行の根拠	法律及びその条項	振替法の適用等	発行方法	発行額	払込金額	最低額面金額	振替単位	募集の行日	集約の価格	経過利率
利付国庫債券（二年）（第二百二十四回）	平成十六年度における財政運営のための公債の発行の特例等に	関する法律（平成十六年法律第二十二号）第二条第一項	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替	日本郵政公社による国債の募集の取扱い及び取得による発行	八百億八千八百万円	八百億八千八百万円	五百万円	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。	平成十六年九月二十一日	・二パーセント	（一）年額面金額につき百円十一銭
											額に日本郵政公社総裁は、払込金
											出した期日に払い込むものとする

十 十
九 八

払 募 払
込 集 場
期 期 所
日 間

平 成 平
成 十 成
十 六 十
六 年 六
年 九 年
九 月 八
月 十 月
二 四 三
十 日 十
一 日 一
日 日 日
から
平